

令和7年度宮城県計画の対象事業と補助率等について

医療分

- 区分Ⅰ-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 区分Ⅰ-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- 区分Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業
- 区分Ⅳ 医療従事者の確保に関する事業
- 区分Ⅵ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

全般的事項

- 1 原則として、事業対象期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- 2 新規事業については、別表1に掲載する関係団体等により募集する。

区分Ⅰ-1 事業

地域医療構想の達成に向け、病床の機能分化・連携の推進に寄与する事業を優先的に計画に位置付ける。

区分Ⅰ-2 事業

地域医療構想の達成に向け、病床の機能分化・連携の推進に寄与する事業を計画に位置付ける。補助額は、国から示された単価を基準に定額とする。

区分Ⅱ 事業

- 1 在宅医療等の体制整備に資する設備整備事業については、補助率を1/2とする。
- 2 補助事業のうち、次のいずれかに該当し、かつ、高い効果が期待できると考えられるものは補助率を10/10とする。
 - (1) 県内全域を対象とする地域包括ケア推進体制整備に関する事業
 - (2) 在宅医療を推進する多職種連携ネットワーク構築に関する事業
 - (3) 看護師の確保及び養成に関する事業
- 3 その他、在宅医療の推進に関するソフト事業は、補助率を2/3とする。
- 4 国庫補助からの継続事業については、従前の補助率等を適用する。
- 5 以上の分類に属さない設備整備事業、ソフト事業は対象外とする。

区分Ⅳ 事業

- 1 補助事業のうち、看護師の確保及び養成に関する事業に該当し、かつ、高い効果が期待できると考えられるものは補助率を10/10とする。
- 2 その他、医療従事者確保等に関する事業は、補助率を2/3とする。
- 3 国庫補助からの継続事業については、従前の補助率等を適用する。
- 4 以上の分類に属さない設備整備事業、ソフト事業は対象外とする。

区分Ⅵ 事業

補助率を2/3とする。

その他

修学資金貸付事業など、早期から実施する必要性が特に高いと認められる事業については、国からの内示前であっても事業に着手することも可能とする。

別表１ 関係団体及び医療人材育成機関の一覧

項目	団体名
○関係団体 (宮城県内に限る)	県医師会 郡市医師会 県病院協会 県歯科医師会（地区会含む） 県薬剤師会（地区会含む） 県看護協会（支部含む） 県産婦人科医会 県助産師会 県訪問看護ステーション連絡協議会 県歯科技工士会 県歯科衛生士会
○医療人材育成機関	東北大学病院 東北医科薬科大学病院

介護分

区分Ⅲ 介護施設等の整備に関する事業

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、県内市町村の第９期介護保険事業計画で予定している地域密着型サービス施設等の整備計画に基づき、都道府県計画を策定する。補助率は、国から示された配分基礎単価を基準に定額とする。

区分Ⅴ 介護従事者の確保に関する事業

介護人材の確保・養成・定着を図るため、県内の介護団体が参画している「宮城県介護人材確保協議会」等の意見を踏まえて、多様な人材の参入促進・職員の資質向上・労働環境の改善に取り組むほか、人材確保を一層強力に進めるため、「外国人介護人材の確保」「介護のイメージアップ」を柱に、都道府県計画を策定する。